令和２年度久慈市認知症初期集中支援事業業務委託

仕様書

１　業務の名称

　　令和２年度久慈市認知症初期集中支援事業業務委託

２　業務の目的

当該業務は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、認知症が疑われる者又は認知症の者（以下「訪問支援対象者」という。）やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として実施するものである。

３　業務の委託期間

　　契約締結の日から令和３年３月31日まで

４　業務の対象地域

　　久慈市全域

５　業務内容

　　業務内容は、下記のとおりとする。なお、各業務は、必要に応じて久慈市、

認知症地域支援推進員、医療機関、介護サービス事業所等と情報共有、連携し実施すること。また、下記業務以外で、追加で関連業務の実施を依頼することがある。その他、実施可能な業務等あれば随時提案すること。

（１）支援チームの配置

　　支援チームは、保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神

保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格のいずれかを有する者及び認知症ケア又は在宅ケアの実務又は相談業務等に３年以上携わった経験がある者２人以上で、認知症初期集中支援事業実施要綱（久慈市告示第38号）第３項に規定する専門医師１人以上を加えた計３人以上をもって構成することとする。なお、支援チームは、他の業務との兼任は可能だが、２人以上のうち１人は主として当該業務を実施できる者であることとする。

（２）認知症初期集中支援事業実施要綱（久慈市告示第38号）に基づく下記業

務（認知症専門医が行う業務を除く）

　　①支援チームの普及啓発

　　②訪問支援対象者の把握

　　③訪問支援対象者の情報収集

　　④訪問支援対象者のアセスメント

　　⑤初回家庭訪問の実施

　　⑥チーム員会議の開催

　　⑦初期集中支援の実施

　　⑧支援チームでの訪問活動等における関係機関との連携

　　⑨初期集中支援の終了とその後のモニタリング

　　⑩初期集中支援に関する記録

　　⑪久慈市が主催する支援チーム検討委員会への出席

６　法令の遵守

　　受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

７　中立性の保持

　　受注者は、常に業務の中立性を保持するよう努めなければならない。

８　秘密の保持

　　受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

９　公益確保の義務

　　受注者は、業務を行うにあたって公益の安全、環境の保全、その他の公益を

害することのないよう努めなければならない。

10　提出書類

（１）業務着手時

　　①業務計画書

　　②工程表

　　③管理者決定通知書

　　④担当者決定通知書

　　⑤業務分担表

（２）業務履行中の随時

　　①業務履行報告書

　　②打合せ議事録

（３）業務完了時

　　①実績報告書

　　②請求書

11　関係官公庁等との協議

　　受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、

誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

12　疑義

　　本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めの

ない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。